

大阪・中1 少年少女殺害事件

なぜ再犯は防げないのか

繰り返される性犯罪 再犯防止の最前線

大阪府寝屋川市で行方不明となっていた中学1年生の男女2人が遺体となって発見された。死体遺棄の疑いで逮捕された同市内に住む山田浩二容疑者(45)は、13年前にも少年を拉致・監禁したことで逮捕されていた。なぜ再犯は防げなかったのか。性犯罪者の更生に取り組み現場をたずねた。

フリーランスライター 渋井哲也・本誌・西岡千史

2002年3月、寝屋川市内の路上で男子中学生が拉致・監禁され、現金約1500円や携帯電話などを奪われた。同時期には、高校生や未成年の男子も同様の被害を受けていた。なかには顔に液体をかけられ、火をつけられた人もいたという。いずれも「道を教えて」などと声をかけ車に乗せ、ナイフで脅して、手錠をかけたり、粘着テープで縛ったりするのが手口だった。

当時、一連の事件で逮捕され、有罪判決を受けたのが、寝屋川市内の中学1年生の死体遺棄事件で逮捕された、山田浩二容疑者だった。

山田容疑者は、中学生の

ころから窃盗などの犯罪に手を染め、少年院や刑務所に繰り返し入っていたことがわかつている。ある精神科医療の関係者は、「自分自身を見つめて自制する努力をしないと、今後と同じ犯罪を繰り返すおそれがある」と警告する。

日本で性犯罪者の再犯を防ぐ「性犯罪者処遇プログラム」が本格的に実施されたのは06年からで、その歴史は浅い。04年11月に奈良市で女兒が誘拐され、殺害された事件がきっかけだった。それまで性犯罪者向けの更生カリキュラムはなく、他の受刑者と同じように刑務所で服役していた。

一方、公的なプログラム

とは別に、数は少ないが、独自の取り組みをしている民間の医療機関もある。東京都内の榎本クリニックもその一つで、精神保健福祉士で社会福祉士の齊藤章佳さん(36)も、再犯防止に取り組む。齊藤さんは、「性犯罪を繰り返す人は、専門的な治療が必要です。次の被害者を生み出さないためにも、何ができるのかを考えないといけない」と話す。

もちろん、罪を犯した以上は、刑に服して償いをするのが当然である。一方、形だけの反省で出所することとは、犯罪者を野に放つことになりかねない。

齊藤さんが性犯罪の加害者更生に関心を持ったのは、前述の奈良市での事件がきっかけだった。逮捕された小林薫元死刑囚(死刑執行済み)は、過去に幼児への強制わいせつなどの前科があった。齊藤さんは言う。「もともと私はアルコール

写真左から、東京拘置所の上空からの写真、性犯罪で再犯をし、現在、服役中の男性からの手紙

依存症の患者のケアに関心がありました。その中で、3年ほど酒を飲んでいなか

ったのに、事件を起こした人がいた。それが小児性犯罪だったのです。依存症患者の本当の問題は、酒をやめてから出てくることが多い。出所後も、地域での受け皿となり、ケアを続けていくことが必要だと思っていました」

性犯罪者の再犯防止に
取り組む斉藤さん

クリニックの更生支援策の一つに、公判前から被告人にかかわる「司法サポートプログラム」がある。通常はクリニック内でグループセッションをすることが多いが、関東地方の拘留所

や警察署に出向くこともある。被告人を性犯罪と向き合わせることを目的だ。

性犯罪を防ぐためには、加害者自身が自分の性格や行動パターンを見極め、自己管理し、実践に移すトレーニングが必要となる。そこで、「なりたい自分」をイメージし、そのために必要な具体的な方法を思い浮かべる。

例えば、痴漢や盗撮、公然わいせつ、強制わいせつなどの罪名を書き込む。そうした犯罪を繰り返さない自分を目標にする。

実際に自らの犯罪のパターンも思い浮かべる。場所は電車内か路上か家屋内か。時間帯は早朝か夕方か深夜か。どんな状況だったのか。電車内の痴漢であれば、混雑していたかどうか。そのときの感情も、できるだけ細かく書いていく。

これら一連の作業は、リスクマネジメントプラン(RMP)と呼ばれている。RMPは、何度も更新していく。自分の行動や反応の

パターンを徹底的に理解し、ストレスをコントロールしていくためだ。

また、拘留所や留置場での面会でも、直接的な指導や助言をする。しかし、面会時間は1回あたり15〜30分程度と限りがあるため、手紙のやりとりもする。文章を通じて、自分の行動を何度も考えさせるためだ。

「RMP作成で大切なポイントが、被害者が読んだらどう思うのか、ということだ」(斉藤さん)

斉藤さんは最近、関東地方のある拘留所に足を運んだ。面識のない女性ばかりを狙った強姦罪で、裁判中の男性被告(30代)に面会するためだ。

起訴後に弁護士から依頼があり、今回で10回目の面会になった。

「初犯でしたが、何度も同じ犯罪を繰り返していた。

「もう二度としません」と言っても、薬物依存と同じで、性犯罪者の謝罪はあてになりません。表面的な反省よりも、どう行動するか

が重要なのです」(同)

この男性の場合、当初は「やってはいけないことをしてしまった。捕まったらどうしよう」という思いがあった。ところが、強姦を繰り返していくうちに、「被害者の中には、望んでいる女もいる」と、自らを正当化して都合の良い解釈をするなど、思考パターンがゆがんでいった。

「特有の思考パターンは生活習慣のようなもので、悪循環のサイクルにはまっていく。間違った認知を修正するのは一人ではできません。そのためにRMPやグループセッションをする。もちろん、被告人自身の『再犯したくない』という思いが大前提となります」(同)

GPSでの監視 抑止効果は不明

心の奥底にある心理を探っていくことも重要だ。

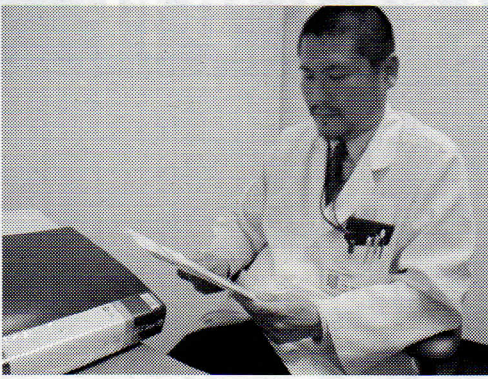
「最初の頃は、自分のコンプレックスが原因で犯罪に手を染めたと言っていたが、

実は女性と付き合いたいたいという強い思いがあった。でも、うまくコミュニケーションが取れず、どうアプローチしていいかわからなかったようです」(同)

後日の面会で、過去に服役していた元受刑者が書いた謝罪文を読み聞かせた。すると、男性は涙をみせた。「受刑生活に入る覚悟を決めた感じでした。ただ、一生をかけて、被告人が自らの罪に向き合い、更生に取り組むとすれば、まだ2合目。出所してからが長い道のりです」(同)

外国では、日本では実施されていない再犯防止策もある。

米国では、性犯罪者は出所後も居場所が公開され、誰でもインターネット上で検索できる「性犯罪者情報公開法」がある。一般的には「メーガン法」と呼ばれていて、1994年にニュージャージー州で当時7歳の女の子のメーガンちゃんが、向かいの家に住む性犯罪者を持つ男に強姦・殺害



されたことを機に定められた。

似た制度としては、日本では12年に大阪府が18歳未満の子供に対する性犯罪者に、居住地の届け出を義務付ける条例を定めている。

韓国では、06〜08年に連続して子供を狙った強姦事件が起き、08年9月に再犯のおそれがある性犯罪者にGPS（全地球測位システム）による監視制度を導入した。法律では、最長10年間で定められている。日本でも導入が検討されたが、実現には至っていない。

GPSは、どこにいるかはわかるが、犯罪を止める機能はない。11年に発表された法務総合研究所のレポートでは、米国や英国など、7カ国でのGPSなど電子機器を用いた再犯防止策が調査されている。再犯防止の効果についてはカナダを調査した部分では「十分な実証的データが集まっておらず、評価は定まっていない」と述べられている。他国の事例でも、再犯防止に高い

効果があったとは報告されていない。

では、法務省の性犯罪者処遇プログラムは、再犯率の低下に貢献するのかが、プログラムでは犯罪に引き合わせる100分間の指導を週1〜2回、3〜8カ月続ける。法務省によると、現在、プログラムを実施している刑務所は19カ所、

仮出所後の保護観察期間も継続して指導をしている。ただし、保護観察期間が終わると、指導を強制的に受けさせることはできなくなってしまう。

同省は、07年7月から11年12月までに出所した2147人を対象に、再犯について追跡調査をしている。再犯までの期間は平均で296・8日で、性犯罪者の再犯は224人だった。そのうち、性犯罪者処遇プログラムを受講した受刑者（受講群）と受講していない受刑者（非受講群）との差はどうか。受講群のほうが、入所回数が減り、出所時年齢が低く、仮釈放率

が高いなどの差があった。

ただ、単純比較ができないのは、非受講群は、累犯者の中で受講を拒否した人や、テキストを読み込めないほどの知的な問題がある人などが含まれている。それでも法務省の矯正局成人矯正課の担当者は、

「プログラムの導入で再犯率が低くなっているという実感がある。再犯をゼロにするのは難しいが、再犯までの期間が長ければ、被害者も減ります。全体としては間違った方向ではない」との認識を示している。

欧米から30年も遅れた再犯防止

NPO法人「性犯罪被害者の処遇制度を考える会」の代表理事で、精神科医の福井裕輝医師は、日本の再犯防止策は「欧米に比べて30年は遅れている」と話す。「日本では性犯罪者を性的嗜好の病気として診断し、ホルモン剤を投与したり、認知行動療法をしたりする

ことは保険適用にはなりません。再犯をした人は、継続していた治療が切れてしまった人が多い。病気であってもかかわらず、本人の動機付けだけに任せていては、再犯のリスクを減らすことはできない」

樹月カインさん（仮名、40代）は、強制わいせつ容疑で逮捕され、数回服役。現在は強姦と恐喝の罪で懲役13年の実刑判決を受け、服役中だ。初犯は10代後半で、そのときは不処分だったという。いま彼は、自らの犯罪と向き合うプログラムを受けている。

筆者は樹月さんと手紙のやりとりをした。「今から思えば、少年時代の「不処分」がまずかったと感じます。司法制度や裁判所はこんなものかと私に高をくくらせてしまった」なぜ、性犯罪に走ったのか。その趣旨はこうだ。《相手と親密になりたという欲求で引き起こさされていることはほぼ間違いないと思います。性犯罪と

いう手段によって（欲求を）満たそうと、何度も何度も同じパターンの犯行を繰り返した》

樹月さんは現在、仮出所も可能だが、そのつもりはないという。

《被害者の一人は検察官の面接でこう話しています。「加害者がやったことは絶対に許せません。できるだけ長く刑務所に入ってもらいたい。でも、出てきたら、もうこんなことは二度としないです」。これは私にとってものすごく重い言葉です。ですから、自ら仮出所を望むことはありません》

被害者への支援が始まった一方で、犯罪を繰り返す加害者へのケアはコストもかかるため、社会的な支持を得にくい。しかも刑務所内のプログラムだけでは不十分で、出所後のケアや投薬による治療も必要となる。再犯を防ぎ、新たな被害者を生まないためにも、加害者への対策が必要ではないか。いま社会的な合意が求められている。